

船舶設備規程等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○	船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)(第一条関係)	1
○	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)(第二条関係)	5
○	船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)(第三条関係)	10
○	船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)(第四条関係)	16
○	船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)(第五条関係)	17
○	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)(第六条関係)	23
○	船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)(第七条関係)	37
○	船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)(第八条関係)	41
○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)(第九条関係)	43
○	船舶設備規程等の一部を改正する省令(昭和六十一年運輸省令第二十五号)(第十条関係)	49
○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年国土交通省令第八十一号)(第十一条関係)	56

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一編〜第三編（略）</p> <p>第四編 特殊貨物ノ積附設備</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 ばら積み液体貨物の積付設備</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五編（略）</p> <p>第六編 電気設備</p> <p>第一章〜第七章（略）</p> <p>第八章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備</p> <p>第九章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備</p> <p>第七編〜第九編（略）</p> <p>附則</p> <p>（出入口及びはしご）</p> <p>第二百二十二条の四 特定機関区域（船舶防火構造規則第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）（第一種船等（限定近海船を除く。）にあつては、隔壁甲板の下方の機関区域）内の各場所には、次の各号のいずれかの出入口（当該場所からの前条第一項の脱出経路に通じるものに限る。以下この条において同じ。）及びはしごを設けなければならぬ。ただし、同項ただし書の規定により当該場所からの脱出経路を一つとすることができることとされた場所については、管海官庁の指示するところによることができる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編〜第三編（略）</p> <p>第四編 特殊貨物ノ積附設備</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五編（略）</p> <p>第六編 電気設備</p> <p>第一章〜第七章（略）</p> <p>第八章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備</p> <p>（新設）</p> <p>第七編〜第九編（略）</p> <p>附則</p> <p>（出入口及びはしご）</p> <p>第二百二十二条の四 特定機関区域（第一種船等（限定近海船を除く。）にあつては、隔壁甲板の下方の機関区域）内の各場所には、次の各号のいずれかの出入口（当該場所からの第二百二十二条の三第一項の脱出経路に通じるものに限る。以下この条において同じ。）及びはしごを設けなければならぬ。ただし、同項ただし書の規定により当該場所からの脱出経路を一つとすることができることとされた場所については、管海官庁の指示するところによることができる。</p> <p>一・二（略）</p>

3 特定機関区域（旅客船にあつては、機関区域）内の制御室及び主作業室には、出入口に通じる通路等について告示で定める要件に適合する二の出入口を設けなければならない。

4 5 6 (略)

(非常用えい航設備)

第三百三十一条 次に掲げる船舶であつて載貨重量トン数（トン数法第七條第一項の載貨重量トン数をいう。）二〇、〇〇〇トン以上のものには、告示で定める要件に適合する非常用えい航設備を備えなければならない。

一 (略)

二 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百二十二條の液化ガスばら積船をいう。第六十五條及び第三百二條の三において同じ。）

三 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十條の液体化学薬品ばら積船をいう。第六十五條及び第三百二條の三において同じ。）

(積付計算機)

第五百五十七條 船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二條第四項に規定するバルクキャリアをいう。次項において同じ。）には、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 船の長さが一五〇メートル未満のバルクキャリアには、復原性に関する事項を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りではない。

3 第一種船等（限定近海船を除く。）の機関区域内の制御室には、出入口に通じる通路等について告示で定める要件に適合する二の出入口を設けなければならない。

4 5 6 (略)

(非常用えい航設備)

第三百三十一条 次に掲げる船舶であつて載貨重量トン数（トン数法第七條第一項の載貨重量トン数をいう。）二〇、〇〇〇トン以上のものには、告示で定める要件に適合する非常用えい航設備を備えなければならない。

一 (略)

二 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百二十二條の液化ガスばら積船をいう。第三百二條の三において同じ。）

三 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十條の液体化学薬品ばら積船をいう。第三百二條の三において同じ。）

(積付計算機)

第五百五十七條 船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二條第四項に規定するバルクキャリアをいう。次項において同じ。）には、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 船の長さが一五〇メートル未満のバルクキャリアには、復原性に関する事項を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りではない。

第三章 ばら積み液体貨物の積付設備

(復原性計算機)

第六十五條 タンカー（船舶区画規程第二條第二項のタンカーをいう。）（総トン数一五〇トン未満の船舶を除く。）、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船には、非損傷時及び損傷時の復原性に関する事項を計算することができる復原性計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第六十六條から第六十九條の二まで 削除

(適用範囲)

第三十二條の十一 閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等（ロールオン・ロールオフ貨物区域等（船舶消防設備規則第四十一條の二第一項のロールオン・ロールオフ貨物区域等をいう。以下同じ。）であつて閉囲された場所（国際航海に従事しない船舶にあつては、車両甲板区域内の閉囲された場所）をいう。以下同じ。）を有する船舶（自走用の圧縮水素又は圧縮天然ガスを有する自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二條第一項第九号の自動車をいう。）（次章において「燃料電池自動車等」という。）のみを積載する第三十二條の十四の自動車運搬船を除く。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

第九章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備

(適用範囲)

第三十二條の十四 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（貨物船のうち、二層以上のロールオン・ロールオフ貨物区域を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

第三章 削除

第六十五條乃至第六十九條ノ二 削除

(適用範囲)

第三十二條の十一 閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等（ロールオン・ロールオフ貨物区域等（船舶消防設備規則第四十一條の二第一項のロールオン・ロールオフ貨物区域等をいう。以下同じ。）であつて閉囲された場所（国際航海に従事しない船舶にあつては、車両甲板区域内の閉囲された場所）をいう。以下同じ。）を有する船舶の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

(新設)

(ロールオン・ロールオフ貨物区域等の電気設備)

第三百二条の十五 燃料電池自動車等を積載する閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならぬ。

(通風用のダクト内の電気設備)

第三百二条の十六 燃料電池自動車等を積載する閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等からの通風用のダクト内に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならぬ。

(新設)

(新設)

改正案	現行
<p>（準用規定）</p> <p>第五十八條 船舶防火構造規則第二十八條の二（ただし書を除く。） 、第三十二條から第三十四條まで及び第四十二條第一項の規定は、液 化ガスばら積船について準用する。この場合において、同令第三十二 條第一項中「隔壁及び甲板（限定近海船にあつては、機関区域、ポン プ室及び調理室の境界となる隔壁及び甲板に限る。）」とあるのは「 隔壁及び甲板」と、同令第四十二條第一項中「総トン数五〇〇トン以 上のタンカー（限定近海船を除く。）」とあるのは「液化ガスばら積 船」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二百六十四條（略）</p> <p>2 船舶防火構造規則第二十八條の二（ただし書を除く。）から第三十 四條まで、第四十一條及び第四十二條第一項の規定は、液体化学薬品 ばら積船（次項の特定液体化学薬品ばら積船を除く。）について準用 する。この場合において、同令第三十一條中「独立した荷役用工具ロ ッカー室」とあるのは「貨物制御室及び独立した荷役用工具ロッカー 室」と、同令第三十二條第一項中「隔壁及び甲板（限定近海船にあつ ては、機関区域、ポンプ室及び調理室の境界となる隔壁及び甲板に限 る。）」とあるのは「隔壁及び甲板」と、同令第四十二條第一項中「 総トン数五〇〇トン以上のタンカー（限定近海船を除く。）」とある のは「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四條第二項の液体化学 薬品ばら積船」と読み替えるものとする。</p> <p>3 船舶防火構造規則第二十七條の三から第二十七條の十一まで、第二 十七條の十三第一項及び第三十三條の規定は、特定液体化学薬品ばら 積船（告示で定める貨物のみを運送する液体化学薬品ばら積船をいう</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第五十八條 船舶防火構造規則第二十八條の二、第三十二條から第三 十四條まで及び第四十二條の規定は、液化ガスばら積船について準用 する。この場合において、同令第四十二條中「総トン数五〇〇トン以 上のタンカー」とあるのは「液化ガスばら積船」と読み替えるものと する。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二百六十四條（略）</p> <p>2 船舶防火構造規則第二十八條の二から第三十九條まで、第四十一條 及び第四十二條の規定は、液体化学薬品ばら積船（次項の特定液体化 学薬品ばら積船を除く。）について準用する。この場合において、同 令第三十一條中「独立した荷役用工具ロッカー室」とあるのは「貨物 制御室及び独立した荷役用工具ロッカー室」と、同令第四十二條中「 総トン数五〇〇トン以上のタンカー」とあるのは「危険物船舶運送及 び貯蔵規則第二百六十四條第二項の液体化学薬品ばら積船」と読み替 えるものとする。</p> <p>3 船舶防火構造規則第二十七條の三から第二十七條の十一まで、第二 十七條の十三第一項及び第三十三條の規定は、特定液体化学薬品ばら 積船（告示で定める貨物のみを運送する液体化学薬品ばら積船をいう</p>

。) について準用する。この場合において、同令第二十七条の七第一項及び第二十七条の十一第一項中「総トン数五〇〇トン以上の貨物船」とあり、及び第二十七条の十三第一項中「総トン数五〇〇トン以上の貨物船（限定近海船を除く。）」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四条第三項の特定液体化学薬品ばら積船」と、同令第二十七条の八第一項第一号中「通風のダクト（限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域のダクトに限る。）」とあるのは「通風のダクト」と、「場所（限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域以外の場所に限る。）」とあるのは「場所」と、同項第二号中「ロールオン・ロールオフ貨物区域（限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域に限る。）」とあるのは「ロールオン・ロールオフ貨物区域」と読み替えるものとする。

第二百六十九条の二 告示で定める貨物を運送する船舶の貨物区域である甲板（告示で定める船舶の貨物区域を除く。）には、固定式甲板泡装置（船舶消防設備規則第五条第八号の固定式甲板泡装置をいう。）を備え付けなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 船舶消防設備規則第五十七条の三第一項の規定は、前項の規定により固定式甲板泡装置を備え付ける場合について準用する。

3 (略)

(準用規定)

第二百七十二條 (略)

2 船舶消防設備規則第五十七条第四項の規定は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物を運送する載荷重量トン数八、〇〇〇トン以上の液体化学薬品ばら積船について準用する。

3 (略)

。) について準用する。この場合において、同令第二十七条の七、第二十七条の十一第一項及び第二十七条の十三第一項中「総トン数五〇〇トン以上の貨物船」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四条第三項の特定液体化学薬品ばら積船」と読み替えるものとする。

第二百六十九条の二 告示で定める貨物を運送する船舶の貨物区域である甲板（告示で定める船舶の貨物区域を除く。）には、固定式甲板泡消火装置（船舶消防設備規則第五条第八号の固定式甲板泡消火装置をいう。）を備え付けなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 船舶消防設備規則第五十七条の三第一項の規定は、前項の規定により固定式甲板泡消火装置を備え付ける場合について準用する。

3 (略)

(準用規定)

第二百七十二條 (略)

2 船舶消防設備規則第五十七条第四項の規定は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物を運送する載荷重量トン数二〇、〇〇〇トン以上の液体化学薬品ばら積船について準用する。

3 (略)

(タンク内の引火性蒸気の置換)

第三百二十三條の二 固定式イナート・ガス装置（船舶消防設備規則第五條第九號の固定式イナート・ガス装置をいう。第三百二十八條第一項及び第三項において同じ。）を備え付けている船舶（第二百七十二條第二項の船舶に限る。）が引火点が摂氏六〇度以下の貨物をばら積みして運送する場合は、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の引火性ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければ新鮮な空気によりタンク内のガスを置換してはならない。

(準用規定)

第三百二十四條 第三百二十八條第二項の規定は、告示で定める貨物をばら積みして運送する場合について準用する。この場合において、同項中「前項の油タンカー以外の油タンカー」とあるのは「告示で定める貨物をばら積みして運送する船舶」と、「炭化水素ガス」とあるのは「引火性ガス及び毒性ガス」と、「爆発又は火災のおそれがない」とあるのは「爆発、火災又は健康障害を生ずるおそれがない」と、「次に掲げる」とあるのは「第二百九十二條第二項に掲げる」と読み替えるものとする。

2 第三百二十八條第三項の規定は、前條の船舶が引火点が摂氏六〇度以下の貨物をばら積みして運送する場合について準用する。

(タンク内の引火性蒸気の置換等)

第三百二十八條 固定式イナート・ガス装置を備え付けている油タンカーにあつては、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の炭化水素ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければタンク頂部にある開口を通じて排気をしてはならない。

2 前項の油タンカー以外の油タンカーにあつては、次の各号のいずれ

(新設)

第三百二十四條 第三百二十八條の規定は、告示で定める貨物をばら積み運送する場合について準用する。この場合において、第三百二十八條中「次に掲げる要件に適合する」とあるのは、「第二百九十二條第二項に掲げる」と読み替えるものとする。

(準用規定)

(新設)

(タンク内の引火性蒸気の置換等)

第三百二十八條 固定式イナート・ガス装置（船舶消防設備規則第五條第九號の固定式イナート・ガス装置をいう。）を備え付けている油タンカーにあつては、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の炭化水素ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければタンク頂部にある開口を通じて排気をしてはならない。

2 前項の油タンカー以外の油タンカーにあつては、次の各号の一に該

かに該当する空気管の開口からタンク内の炭化水素ガスを排気し、当該空気管内の開口においてガス検定を行い、爆発又は火災のおそれがないことについて船長が確認した後でなければタンク頂部の甲板にある開口を通じて排気をしてはならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる要件に適合する空気管の開口

イ 貨物タンク頂部の甲板(GANGWAY)から水平方向に四メートル以下の距離を有する位置に設ける開口にあつては、当該 GANGWAY (ウェー) 上六メートル(垂直上方に毎秒三〇メートル以上の速度で排気することができる高速排気装置であつて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものを備え付ける場合にあつては、二メートル) 以上の高さを有する位置に設けられたものであること。

ロ (略)

3 固定式イナート・ガス装置を備え付けている油タンカー(船舶消防設備規則第五十七条第四項及び第五項に規定する油タンカーに限る。)

にあつては、次に掲げるところにより当該装置を操作しなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一 貨物タンク内を新鮮な空気で置換する場合を除き、当該タンク内を不活性な状態に維持しておくこと。

二 イナート・ガスの酸素含有率(以下この号及び次号において「含有率」という。)が体積で五パーセントを超えた場合には、直ちに含有率を低下させるための措置を講じること。

三 前号の規定による措置を講じても含有率が低下しない場合には、同号の措置と併せて次に掲げる措置を講じること。

イ イナート・ガスが供給されている全ての貨物タンクに係る作業の中止

ロ イナート・ガス供給管の制御弁が取り付けられている場合は、当該弁の閉鎖

当する空気管の開口からタンク内の炭化水素ガスを排気し、当該空気管内の開口においてガス検定を行い、爆発又は火災のおそれがないことについて船長が確認した後でなければタンク頂部の甲板にある開口を通じて排気をしてはならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる要件に適合する空気管の開口

イ 貨物タンク頂部の甲板(GANGWAY)から水平方向に四メートル以下の距離を有する位置に設ける開口にあつては、当該 GANGWAY (ウェー) 上六メートル(垂直上方に毎秒三〇メートル以上の速度で排気することができる高速排気装置であつて、管海官庁が適当と認めるものを備え付ける場合にあつては、二メートル) 以上の高さを有する位置に設けられたものであること。

ロ (略)

(新設)

ハ
気
含有率が体積で五パーセントを超えているイナート・ガスの排

改 正 案

現 行

(定義) 第一条 (略) 2～5 (略)		6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。		6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。	
		一～十 (略)		一～十 (略)	
十一 愛媛県女子鼻から同県大崎鼻灯台から二百九十度四千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域		十一 愛媛県女子鼻から同県大崎鼻灯台から二百九十度四千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域		十二～四十九 (略)	
十二～四十九 (略)		十二～四十九 (略)		十二～四十九 (略)	
七～十六 (略)		七～十六 (略)		七～十六 (略)	
別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)					
(略)					
製造に係る予		(略)		(略)	
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料		1個につき 13,200円		13,200円	
防煙ダンパー		1個につき		12,600円	
(新設)		(新設)		(新設)	

備 検 査	火災の危険の少ない家具及び備品	1個につき	5,500円	
	(略)	(略)		
	スズリソクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,700円	
	水噴霧ランス	1個につき	9,500円	
	移動式放水モニター	1個につき	8,300円	
	非常標識	電気式のもの	1個につき	4,600円
		電気式以外のもの	1個につき	220円
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		

別表第1の2 (第66条関係)

(略)	(略)	
製造	(略)	(略)
に	防火戸、防火窓、防火ダンパーその	1個につき 13,200円

備 検 査	火災の危険の少ない家具及び備品	1個につき	5,500円	
	(略)	(略)		
	スズリソクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,700円	
	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)		
	非常標識	電気式のもの	1個につき	4,600円
		電気式以外のもの	1個につき	220円
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		

別表第1の2 (第66条関係)

(略)	(略)	
製造	(略)	(略)
に	防火戸、防火窓、防火ダンパーそ	1個につき 13,200円

係る予備検査		他の仕切りの材料		
防煙ダンパー		1個につき	12,600円	
火災の危険の少ない家具及び備品		1個につき	5,400円	
(略)		(略)		
スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具		1個につき	2,650円	
水噴霧ランス		1個につき	9,500円	
移動式放水モニター		1個につき	8,300円	
非常標識	電気式のもの	1個につき	4,550円	
	電気式以外のもの	1個につき	220円	
(略)		(略)		

別表第2 (第66条関係)

(略)

係る予備検査		他の仕切りの材料		
(新設)		(新設)		
火災の危険の少ない家具及び備品		1個につき	5,400円	
(略)		(略)		
スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具		1個につき	2,650円	
(新設)		(新設)		
(新設)		(新設)		
非常標識	電気式のもの	1個につき	4,550円	
	電気式以外のもの	1個につき	220円	
(略)		(略)		

別表第2 (第66条関係)

(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)	(略)
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円		
防煙ダンパー	1個につき	11,800円		
火災の危険の少ない家具及び備品	1個につき	5,000円		
(略)	(略)	(略)		
スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,350円		
水噴霧ランス	1個につき	8,900円		
移動式放水モニター	1個につき	7,800円		
非常標識	電気式のもの	1個につき	4,050円	
	電気式以外のもの	1個につき	190円	
(略)	(略)	(略)		

別表第2の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)	(略)
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円		
(新設)	(新設)	(新設)		
火災の危険の少ない家具及び備品	1個につき	5,000円		
(略)	(略)	(略)		
スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,350円		
(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		
非常標識	電気式のもの	1個につき	4,050円	
	電気式以外のもの	1個につき	190円	
(略)	(略)	(略)		

別表第2の2 (第66条関係)

(略)		(略)	(略)	(略)
製造に係る予備検査品	(略)	(略)	(略)	(略)
	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円	
製造に係る予備検査品	防煙ダンパー	1個につき	11,700円	
	火災の危険の少ない家具及び備品	1個につき	5,000円	
(略)		(略)	(略)	(略)
スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具		1個につき	2,300円	
水噴霧ランス		1個につき	8,900円	
移動式放水モニター		1個につき	7,700円	
非常標識	電気式のもの	1個につき	4,000円	
	電気式以外のもの	1個につき	190円	
(略)		(略)	(略)	(略)

(略)		(略)	(略)	(略)
製造に係る予備検査品	(略)	(略)	(略)	(略)
	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円	
製造に係る予備検査品	(新設)	(新設)	(新設)	(略)
	火災の危険の少ない家具及び備品	1個につき	5,000円	
(略)		(略)	(略)	(略)
スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具		1個につき	2,300円	
(新設)		(新設)	(新設)	(略)
(新設)		(新設)	(新設)	(略)
非常標識	電気式のもの	1個につき	4,000円	
	電気式以外のもの	1個につき	190円	
(略)		(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

改 正 案	現 行
<p>(救命胴衣)</p> <p>第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 淡水中において、口が水面上管海官庁が適当と認める高さになるまで人を持ち上げるための浮力を有するものであること。</p> <p>二 二〇センチメートル（略）</p> <p>(救命胴衣)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定により備え付ける救命胴衣が小児（一歳以上十二歳未満の者をいう。以下同じ。）の使用に適さなときは、管海官庁が十分と認める数の小児用の救命胴衣を備え付けなければならない。</p> <p>3 3 5 (略)</p>	<p>(救命胴衣)</p> <p>第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 淡水中において、口が水面上十二センチメートルの高さ（小児一才以上十二才未満の者をいう。以下同じ。）用の救命胴衣にあつては、管海官庁が適当と認める高さ）になるまで人を持ち上げるための浮力を二十四時間以上維持することができるものであること。</p> <p>二 二〇センチメートル（略）</p> <p>(救命胴衣)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定により備え付ける救命胴衣が小児の使用に適さなときは、管海官庁が十分と認める数の小児用の救命胴衣を備え付けなければならない。</p> <p>3 3 5 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（消防設備の要件）</p> <p>第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 射水消防装置</p> <p>イスト（略）</p> <p>チ 水噴霧ランス</p> <p>リ 移動式放水モニター</p> <p>又（略）</p> <p>二、十六（略）</p> <p>（消火栓）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶には、前二項の規定により備え付ける消火栓のほかに、消火栓を全ての移動式放水モニターを有効に作動させることができる位置に備え付けなければならない。</p> <p>（消火ホース）</p> <p>第四十条 第一種船及び第二種船には、前条第一項及び第二項の規定により備え付ける消火栓一個につき一個の消火ホースを当該消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。</p> <p>2 旅客定員が三十六人を超える第一種船等に備え付ける前項の消火ホースは、常に消火栓に接続しておかなければならない。</p> <p>3 第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶</p>	<p>（消防設備の要件）</p> <p>第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 射水消防装置</p> <p>イスト（略）</p> <p>（新設）</p> <p>チ 水噴霧ランス</p> <p>（新設）</p> <p>リ 移動式放水モニター</p> <p>（略）</p> <p>二、十六（略）</p> <p>（消火栓）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶には、前条第一項及び第二項の規定により備え付ける消火栓のほかに、消火栓を全ての移動式放水モニターを有効に作動させることができる位置に備え付けなければならない。</p> <p>（消火ホース）</p> <p>第四十条 第一種船及び第二種船には、前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個の消火ホースを当該消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。</p> <p>2 旅客定員が三十六人を超える第一種船等に備え付ける消火ホースは、常に消火栓に接続しておかなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>3 第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶</p>

には、第一項の規定により備え付ける消火ホースのほか、必要な個数の消火ホースを全ての移動式放水モニターの備付位置に備え付けなければならない。

(ノズル)

第四十一条 第一種船及び第二種船には、前条第一項の規定により備え付ける消火ホース一個につき一個のノズルを当該消火ホースの近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

(水噴霧ランス)

第四十一条の三 暴露甲板上又はその上方にコンテナ（船舶安全法施行規則第十九条の三のコンテナをいう。次条において同じ。）を積載するように設計された第一種船等には、一個以上の水噴霧ランスを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(移動式放水モニター)

第四十一条の四 暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された第一種船及び第二種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数百トン未満の第二種船を除く。）には、四個以上（船の幅（船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第一条第四項の船の幅をいう。）が三十メートル未満のものにあつては、二個以上）の移動式放水モニターを、貨物区域の外側の場所であつて貨物区域における火災によつて遮断されるおそれのない場所に、直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)

第四十七条 第四十三条から前条までの規定により固定式鎮火性ガス消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない

(ノズル)

第四十一条 第一種船及び第二種船には、前条の規定により備え付ける消火ホース一個につき一個のノズルを当該消火ホースの近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

(新設)

(新設)

(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)

第四十七条 第四十三条及び前四条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない

い。

一〇八 (略)

2 (略)

3 第四十三条から前条までの規定により固定式高膨脹泡消火装置を備え付ける場合には、次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

4 第四十四条から前条までの規定により固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一〇三 (略)

(貨物区域における消防設備)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 載貨重量トン数八千トン以上の第三種船及び第四種船(油タンカーに限る。)には、貨物タンクに、固定式イナート・ガス装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

5〇7 (略)

(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第五十七条の三 (略)

2 第五十七条の規定により固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合には、告示で定める基準によらなければならぬ。

(削る)

(削る)

(削る)

一〇八 (略)

2 (略)

3 第四十三条及び前四条の規定により固定式高膨脹泡消火装置を備え付ける場合には、次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

4 前五条の規定により固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一〇三 (略)

(貨物区域における消防設備)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 載貨重量トン数二万トン以上の第三種船及び第四種船(油タンカーに限る。)には、貨物タンクに、固定式イナート・ガス装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

5〇7 (略)

(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第五十七条の三 (略)

2 第五十七条の規定により固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一 置換用のガス排出口は、ガスが発火するおそれのない開放された場所の適当な位置に設けること。

二 スクラバー及び送風機は、貨物タンク、ポンプ室並びに貨物タンク及びポンプ室と特定機関区域とを隔離するコフアダムの後方に配置すること。

三 送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管の制御弁は、当該

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(準用規定)

第六十四条 (略)

2 第三十八条第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条及び第四十一条の四の規定は、第三種船及び総トン数三百トン以上の第四種船について準用する。この場合において、第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「第六十四条第二項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「第五十五条」と、第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「第六十四条第二項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

供給管が貫通するガス保安区域（炭化水素の流入により引火又は有毒の危険性が生ずる場所をいう。）の前部の隔壁に取り付けること。

四 前号の制御弁の下流側のウォーター・シール及び当該ウォーター・シールの下流側に取り付ける逆止弁は、貨物タンク及び貨物タンクに隣接する場所の頂部の甲板上の場所に配置すること。

五 イナート・ガスが供給されている間、逆止弁の下流側におけるイナート・ガス供給管内のガスの圧力及び送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に記録し、かつ恒久的に記録するための装置は、貨物制御室その他荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

六 イナート・ガス装置について、告示で定める事項を表示するため可視可聴警報を発する装置は、機関区域及び貨物制御室その他荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

3 専用のイナート・ガス発生装置を有する固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合その他管海官庁が必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、管海官庁が適当と認める基準によらなければならない。

(準用規定)

第六十四条 (略)

2 第三十八条第一項及び第四十一条の規定は、第三種船及び総トン数三百トン以上の第四種船について準用する。

3 第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の二第二項、第四十一条の三、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十四条第五項、第七項及び第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七條の二並びに第四十八条第二項及び第三項の規定は、第三種船等について準用する。この場合において、第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項及び第四十七條の二第二項中「五百トン」とあるのは、「二千トン」と、第四十七條の二第一項中「第四十四条から第四十六条まで」とあるのは、「第五十九条、第六十条並びに第六十条第一項において準用する第四十五条の二及び第四十六条」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

6 第四十七條の規定は、第五十七條第一項、第五十七條の二、第五十九條第一項、第六十条第一項若しくは第三項、第六十一条、第一項において準用する第四十五条の二第一項若しくは第二項若しくは第四十六條又は第三項において準用する第四十三條の二第一項の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

7 (略)

(可燃性ガス検定器等)

第六十七條 第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船(閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る。)、燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船(船舶設備規程第三百二條の十四の燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船をいう。以下この項において同じ。)、液体貨物(引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。以下この条において同じ。)(を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶並びにオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、可燃性ガス検定器を一個(燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船にあつては、二個以上)備え付けなければならない。

3 第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の二第二項、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十四条第五項、第七項及び第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七條の二並びに第四十八条第二項及び第三項の規定は、第三種船等について準用する。この場合において、第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項及び第四十七條の二第二項中「五百トン」とあるのは、「二千トン」と、第四十七條の二第一項中「第四十四条から第四十六条まで」とあるのは、「第五十九条、第六十条並びに第六十条第一項において準用する第四十五条の二及び第四十六条」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

6 第四十七條の規定は、第五十七條第一項、第五十七條の二第二項若しくは第三項、第五十九條第一項、第六十条第一項若しくは第三項、第六十一条又は第一項において準用する第四十五条の二若しくは第四十六條の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

7 (略)

(可燃性ガス検定器等)

第六十七條 第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船(閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る。)、液体貨物(引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。以下この条において同じ。)(を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶並びにオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、可燃性ガス検定器を備え付けなければならない。

2
•
3

(略)

2
•
3

(略)

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）（第六条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第5号の2の2様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">Certificate No.</p> <p style="text-align: center;">国際液化ガスばら積船適合証書</p> <p style="text-align: center;">INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK</p> <p>液化ガスばら積船の構造及び設備に関する国際規約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。</p> <p style="text-align: center;">Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CODE FOR THE CONSTRUCTION AND EQUIPMENT OF SHIPS CARRYING LIQUEFIED GASES IN BULK under the authority of the Government of Japan.</p> <p>船舶の要目 Particulars of ship</p> <p>(略)</p> <p><u>国際海事機関船舶識別番号</u> IMO Number</p> <p>キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の</p>	<p>第5号の2の2様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">Certificate No.</p> <p style="text-align: center;">国際液化ガスばら積船適合証書</p> <p style="text-align: center;">INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK</p> <p>液化ガスばら積船の構造及び設備に関する国際規約(決議MSC.17(58))に より改正された決議MSC.5(48))に基づき、日本国政府の権限の下に、発 給する。</p> <p style="text-align: center;">Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CODE FOR THE CONSTRUCTION AND EQUIPMENT OF SHIPS CARRYING LIQUEFIED GASES IN BULK (resolution MSC.5(48) as amended by the resolution MSC.17(58)) under the authority of the Government of Japan.</p> <p>船舶の要目 Particulars of ship</p> <p>(略)</p> <p><u>国際海事機関船舶識別番号</u> IMO Number</p> <p>キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の</p>

建造段階に達した日又は(改造船の場合)液化ガス
ばら積船への改造が開始された日

Date on which keel was laid or on which the
ship was at a similar stage of construction
or, in the case of a converted ship, date on
which conversion to a gas carrier was commenced

(略)

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1 この船舶が、上記の規約の第1.4項の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section 1.4 of the Code.

2 検査の結果、この船舶の構造及び設備並びにこれらの状態が全ての
点において満足なものであること並びにこの船舶が上記の規約の関
係規定に適合していることが明らかとなったこと。
That the survey showed that the construction and equipment of
the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory
factory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

3 この船舶には、次に示す設計基準が用いられている。
That the following design criteria have been used :

建造段階に達した日又は(改造船の場合)液化ガス
ばら積船への改造が開始された日

Date on which keel was laid or ship was at a
similar stage of construction or, (in the case of a converted ship) date on which conversion to a gas carrier was commenced

(略)

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1.1 この船舶が、上記の規約の第1.5項の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section 1.5 of the Code;

2 検査の結果、この船舶の構造、設備、取付け物、配置及び材料並び
びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並び
びにこの船舶が上記の規約の関係規定に適合していることが明らか
かつとなったこと。
that the survey showed that the structure, equipment, fittings,
arrangements and materials of the ship and the conditions thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

2 この船舶には、次に示す設計基準が用いられている。
That the following design criteria have been used :

(略)

3 (略)

備考 この一覧表に示したタンク番号は、署名及び日付のある添付書類2の番号が付された添付のタンク配置図に示される。

Note: Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2, signed and dated tank plan.

4 貨物タンク材料の機械的性質は、.....°Cで定められた。
Mechanical properties of the cargo tank materials were determined at°C.

4 この船舶は、上記の規約の全ての関連作業要件が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に適すること。

That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products provided that all the relevant operational provisions of the Code are observed.

貨物 Products	運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.)	設計温度 Minimum temperature

添付書類1に続く。

Continued on attachment 1, additional signed and dated sheets.

この一覧表に示したタンク番号は、添付書類2(タンク配置図)に示される。

Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2, signed and dated tank plan.

(略)

3 (略)

備考 この一覧表に示したタンク番号は、署名及び日付のある添付書類2の番号が付された添付のタンク配置図に示される。

NB: Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2, signed and dated tank plan.

4 貨物タンク材料の機械的性質は、.....°Cで定められた。
Mechanical properties of the cargo tank material were determined at°C.

3 この船舶は、上記の規約のすべての関連作業が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に適すること。

That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products provided that all relevant operational provisions of the Code are observed.

貨物 Products	運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.)	(新設)

添付書類1に続く。

Continued on attachment 1.

この一覧表に示したタンク番号は、添付書類2(タンク配置図)に示される。

Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2.

5 上記の規約の第1.4項及び第2.6.2項に従い、同規約の規定は、この船舶に関し次のように修正されていること。

That, in accordance with 1.4/ 2.6.2, the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner

F:
(略)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship shall be loaded:

1 上記の規約の第2.2.6項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件

only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.6 of the Code;

2 上記の規約の第2.2.6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.7項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a dispensation permitted by paragraph 2.2.7 of the Code applies and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

1 印章が付され、日付 が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件、

4 上記の規約の第1.4項及び第2.8.2項に従い、同規約の規定は、この船舶に関し次のように修正されていること。

That in accordance with 1.4/ 2.8.2, the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner

F:
(略)

5 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

(新設)

(新設)

1 印章が付され、日付 が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or

.i 承認された手段 によりこの船舶以外の場所で検証された積載条件、
in accordance with loading conditions verified remotely using an approved means; or

.ii 上記 i の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in i above; or

.iv 上記 i の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in i above;

3 この証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the Loading Limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations to justify

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration;

(新設)

(新設)

(新設)

2 この証書に添付された書類に示される積載条件

in accordance with the Loading Limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations to justify

stify the proposed loading conditions shall be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

この証書は、上記の規約の第1.4項の規定に基づき検査が行われることを条件として、……まで効力を有する。

This Certificate is valid until …… subject to surveys in accordance with 1.4 of the Code.

(略)

年次検査及び中間検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

上記の規約の第1.4.2項の規定により要求される検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by 1.4.2 of the Code the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code.

(略)

上記の規約の第1.4.6.8.3項の規定に基づき年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with paragraph 1.4.6.8.

3

上記の規約の第1.4.6.8.3項の規定に基づき年次検査/中間検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with paragraph 1.4.6.8.3 of the Code, the ship was found to

stify the proposed loading conditions should be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

この証書は、上記の規約の第1.5項の規定に基づき検査が行われることを条件として、……まで効力を有する。

This Certificate is valid until …… subject to surveys in accordance with 1.5 of the Code

(略)

年次検査及び中間検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

上記の規約の第1.5.2項の規定により要求される検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by 1.5.2 of the Code the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code:

(略)

上記の規約の第1.5.6.8.3項の規定に基づき年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with 1.5.6.8.3

上記の規約の第1.5.6.8.3項の規定に基づき年次検査/中間検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with 1.5.6.8.3 of the Code, the ship was found to comply

nd to comply with the relevant provisions of the Code.

(略)

上記の規約の第1.4.6.3項の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the Certificate if valid for less than 5 years where paragraph 1.4.6.3 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.4.6.3項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate shall, in accordance with paragraph 1.4.6.3 of the Code, be accepted as valid until

(略)

更新検査が完了し、上記の規約の第1.4.6.4項の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and paragraph 1.4.6.4 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.4.6.4項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate shall, in accordance with paragraph 1.4.6.4 of the Code, be accepted as valid until

年次検査

場 所

ly with the relevant provisions of the Code.

(略)

上記の規約の第1.5.6.3項の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the Certificate if valid for less than 5 years where 1.5.6.3 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.5.6.3項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate should, in accordance with 1.5.6.3 of the Code, be accepted as valid until

(略)

更新検査が完了し、上記の規約の第1.5.6.4項の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and 1.5.6.4 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.5.6.4項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate should, in accordance with 1.5.6.4 of the Code, be accepted as valid until

(新設)

場 所

Place
Annual survey 日
Date

(略)

上記の規約の第1.4.6.5項又は第1.4.6.6項の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the Certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where paragraph 1.4.6.5 or 1.4.6.6 applies

この証書は、上記の規約の第1.4.6.5項又は第1.4.6.6項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with paragraph 1.4.6.5/1.4.6.6 of the Code, be accepted as valid until

(略)

上記の規約の第1.4.6.8項の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where paragraph 1.4.6.8 applies

上記の規約の第1.4.6.8項の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with paragraph 1.4.6.8 of the Code, the new anniversary date is

(略)

Place
(新設) 日
Date

(略)

上記の規約の第1.5.6.5項又は第1.5.6.6項の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the Certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where 1.5.6.5/1.5.6.6 applies

この証書は、上記の規約の第1.5.6.5項又は第1.5.6.6項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

This Certificate should, in accordance with 1.5.6.5/1.5.6.6 of the Code, be accepted as valid until

(略)

上記の規約の第1.5.6.8項の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where 1.5.6.8 applies

上記の規約の第1.5.6.8項の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with 1.5.6.8 of the Code, the new anniversary date is

(略)

上記の規約の第1.4.6.8項の規定に従い、新たな検査基準日は、……とする。

In accordance with paragraph 1.4.6.8, the new anniversary date is ……

(略)

国際液化ガスばら積船適合証書の添付書類 1

ATTACHMENT 1

TO THE

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

証書の第4項に規定する貨物及び運送の条件の一覧表の続き

Continued list of products to those specified in paragraph 4 of the certificate, and their conditions of carriage

貨物 Products	運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.)	設計温度 Minimum temperature
----------------	--	--------------------------------

(略)

上記の規約の第1.5.6.8項の規定に従い、新たな検査基準日は、……とする。

In accordance with 1.5.6.8 of the Code, the new anniversary date is ……

(略)

国際液化ガスばら積船適合証書の添付書類 1

ATTACHMENT 1

TO THE

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

第3節に規定する貨物及び運送条件の一覧表の続き

Continuation of the list of products specified in section 3, and the conditions of their carriage

貨物 Products	運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.)	(新設)
----------------	--	------

(略)

第5号の3様式 (第2条関係)

番号 第 号

Certificate No.

国際液体化学薬品ばら積船適合証書

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

(略)

2 検査の結果、この船舶の構造及び設備並びにこれらの状態が全ての点において満足するものであること並びにこの船舶が上記の規約の関係規定に適合していることが明らかになったこと。

That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

3 この船舶が、MARPOL73/78附属書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置が全ての点において満足するものであること。

That the ship has been provided with a Manual in accordance with Appendix 4 of Annex II of MARPOL 73/78 as called for by regulations 14 of Annex II, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

第5号の3様式 (第2条関係)

番号 第 号

Certificate No.

国際液体化学薬品ばら積船適合証書

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

(略)

2 検査の結果、この船舶の構造及び設備並びにこれらの状態がすべての点において満足するものであること並びにこの船舶が上記の規約の関係規定に適合していることが明らかになったこと。

That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

3 この船舶が、MARPOL73/78附属書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置がすべての点において満足するものであること。

That the ship has been provided with a Manual in accordance with Appendix 4 of Annex II of MARPOL 73/78 as called for by regulations 14 of Annex II, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL 73/78附属書IIの全ての関連作業が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。

That the ship meets the requirements for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code and Annex II of MARPOL 73/78 are observed:

(略)

6 この船舶は、次の事項に従って積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

1. 上記の規約の第2.2.6項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件

only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.6 of the Code;

2. 上記の規約の第2.2.6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.7項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従って積載しなければならない。
where a waiver permitted by paragraph 2.2.7 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 印章が付され、日付 が記入され、かつ、

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL 73/78附属書IIのすべての関連作業が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。

That the ship meets the requirement for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code and Annex II of MARPOL 73/78 are observed.

(略)

6 この船舶は、次の事項に従って積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

(新設)

(新設)

1. 印章が付され、日付 が記入され、かつ、日本国

日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件、

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or

(i) 承認された手段 によりこの船舶以外の場所
所で検証された積載条件、
in accordance with loading conditions verified remote

ly using an approved means; or

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above; or

(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

3. この証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration.

(新設)

(新設)

(新設)

2. この証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

(略)

(略)

<p>第6号様式 (第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">番号 第 号 Certificate No.</p> <p style="text-align: center;">免除証書 EXEMPTION CERTIFICATE</p> <p>(略)</p> <p>この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY :</p> <p>上記の条約第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上記の条約.....の要件を免除されたこと。 That the ship is, under the authority conferred by regulationof the Convention, exempted from <u>the requirements</u> of the Convention.</p> <p>(略)</p>	<p>第6号様式 (第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">番号 第 号 Certificate No.</p> <p style="text-align: center;">免除証書 EXEMPTION CERTIFICATE</p> <p>(略)</p> <p>この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY :</p> <p>上記の条約第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上記の条約.....の要件を免除されたこと。 That the ship is, under the authority conferred by regulationof the Convention, exempted from <u>the requirements</u> of..... of the Convention.</p> <p>(略)</p>
---	---

○船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一（第3条、第29条関係）				別表第一（第3条、第29条関係）			
型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		
防火戸、防火窓、防火ダ ンパーその他の仕切りの 材料	146,900	1個につき 1,300		146,900	1個につき 1,300		
防煙ダンパー	147,500	1個につき 1,800		(新設)	(新設)		
火災の危険の少ない家具 及び備品	78,500	1個につき 1,150		78,500	1個につき 1,150		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		
水噴霧放射器	31,600	1個につき 270		31,600	1個につき 270		
水噴霧ゼンス	92,100	1個につき 790		(新設)	(新設)		
移動式放水モニター	85,900	1個につき 790		(新設)	(新設)		
国際陸上施設連結具	31,600	1個につき 390		31,600	1個につき 390		

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

別表第一の二 (第29条関係)

型式承認及び検定	型式承認	型式承認 (単位円)	検定 (単位円)
	(略)	(略)	(略)
防火戸、防火窓、防火ダ ンパーその他の仕切りの 材料	146,700	1個につき	1,300
防煙ダンパー	147,300	1個につき	1,800
火災の危険の少ない家具 及び備品	78,400	1個につき	1,100
(略)	(略)	(略)	(略)
水噴霧放射器	31,400	1個につき	270
水噴霧ランス	91,900	1個につき	780
移動式放水モニター	85,700	1個につき	780
国際陸上施設連結具	31,400	1個につき	390
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

別表第一の二 (第29条関係)

型式承認及び検定	型式承認	型式承認 (単位円)	検定 (単位円)
	(略)	(略)	(略)
防火戸、防火窓、防火ダ ンパーその他の仕切りの 材料	146,700	1個につき	1,300
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
火災の危険の少ない家具 及び備品	78,400	1個につき	1,100
(略)	(略)	(略)	(略)
水噴霧放射器	31,400	1個につき	270
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
国際陸上施設連結具	31,400	1個につき	390
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第 29 条関係)

検定		検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
防火戸、防火窓、防煙ダンパーその他の仕切りの材料	1 個につき	1,150
防煙ダンパー	1 個につき	1,700
火災の危険の少ない家具及び備品	1 個につき	990
(略)	(略)	(略)
水噴霧放射器	1 個につき	240
水噴霧ランス	1 個につき	740
移動式放水モニター	1 個につき	740
国際陸上施設連結具	1 個につき	350
(略)	(略)	(略)

別表第二の二 (第 29 条関係)

別表第二 (第 29 条関係)

検定		検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
防火戸、防火窓、防煙ダンパーその他の仕切りの材料	1 個につき	1,150
(新設)	(新設)	(新設)
火災の危険の少ない家具及び備品	1 個につき	990
(略)	(略)	(略)
水噴霧放射器	1 個につき	240
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
国際陸上施設連結具	1 個につき	350
(略)	(略)	(略)

別表第二の二 (第 29 条関係)

検定		検定 (単位 円)	検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)	(略)
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	1,100	1個につき 1,100
防煙ダンパー	1個につき	1,700	(新設)
火災の危険の少ない家具及び備品	1個につき	970	火災の危険の少ない家具及び備品
(略)	(略)	(略)	(略)
水噴霧放射器	1個につき	230	水噴霧放射器
水噴霧ランス	1個につき	730	(新設)
移動式放水モニター	1個につき	730	(新設)
国際陸上施設連結具	1個につき	350	国際陸上施設連結具
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（通風装置）</p> <p>第十六条 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 通風用のダクトが甲板を貫通する場合には、煙及び高温ガスが一の甲板間から他の甲板間へ当該ダクトを通じて侵入することを防止するため、告示で定める措置が講じられていること。</p> <p>三〜五（略）</p> <p>六 二の閉囲された区域の間には、通風用の開口を設けていないこと。ただし、第十四条第三項の場合においては、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（通風装置）</p> <p>第二十七条の八 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 二の閉囲された区域の間には、通風用の開口を設けていないこと。ただし、前条第三項の場合及び管海官庁が開口の構造等を考慮して差し支えないと認める場合においては、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>（ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置）</p> <p>第二十七条の十二（略）</p> <p>2〜5（略）</p> <p>6 燃料電池自動車等（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百二条の十一の燃料電池自動車をいう。次条第四項及び第四十五条</p>	<p>（通風装置）</p> <p>第十六条 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 通風用のダクトが甲板を貫通する場合には、煙及び高温ガスが一の甲板間から他の甲板間へ当該ダクトを通じて侵入することを防止する措置が講じられていること。</p> <p>三〜五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（通風装置）</p> <p>第二十七条の八 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>（ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置）</p> <p>第二十七条の十二（略）</p> <p>2〜5（略）</p> <p>（新設）</p>

第二項において同じ。)を積載する閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域(自動車運搬船(同令第三百二条の十四の自動車運搬船をいう。次条第四項及び第四十五条第二項において同じ。)のものに限る。)には、水素又は可燃性天然ガスの発火源となる設備を配置してはならない。

(準用規定)

第二十七条の十三 (略)

2 (略)

3 前条第一項から第五項までの規定は、ロールオン・ロールオフ貨物区域以外の閉囲された貨物区域であつて、自走用の燃料を有する自動車を積載するものについて準用する。

4 前条第六項の規定は、自動車運搬船のロールオン・ロールオフ貨物区域以外の閉囲された貨物区域であつて、燃料電池自動車等を積載するものについて準用する。

(準用規定)

第四十五条 第二十条第七項及び第二十七条の七の規定は貨物フェリー等について、第二十七条の十二第一項及び第五項の規定は閉囲された車両甲板区域について、それぞれ準用する。

2 第二十七条の十二第六項の規定は、自動車運搬船の閉囲された車両甲板区域であつて、燃料電池自動車等を積載するものについて準用する。

(準用規定)

第二十七条の十三 (略)

2 (略)

3 前条の規定は、ロールオン・ロールオフ貨物区域以外の閉囲された貨物区域であつて、自走用の燃料を有する自動車を積載するものについて準用する。

(新設)

(準用規定)

第四十五条 第二十条第七項及び第二十七条の七の規定は貨物フェリー等について、第二十七条の十二第一項及び第四項の規定は閉囲された車両甲板区域について、それぞれ準用する。

(新設)

5.7.5 この船舶は、第28規則6の規定に基づき承認された復原性計算機を備えている。

The ship is provided with an Approved Stability Instrument in accordance with regulation 28.6

5.7.6 この船舶は、第3規則6の規定により第28規則6の要件を免除されている。復原性は次の方法によって検証される。

The requirements of regulation 28.6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is verified by the following means:

1 第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件においてのみ荷積みを行う。
loading only to approved conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5

2 検証は主管庁によって承認された手段により、この船舶以外の場所で行われる。
verification is made remotely by a means approved by the Administration

3 第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件の範囲内で荷積みを行う。
loading within an approved range of loading conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5

4 第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記され非損傷時及び損傷時の復原性の要件を満たす承認されたKG/GM曲線に基づき荷積みを行う。
loading in accordance with approved limiting KG/GM curves covering all applicable intact and damage stability requirements defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5

(略)

この記録は、全ての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

第十二号の四様式 (第二十六条関係)

(略)

国際大気汚染防止証書の追補

Supplement to International Air Pollution Prevention Certificate

(IAPP証書)

(IAPP Certificate)

(略)

2.2.1 船舶に設置された次の原動機は、以下のとおり、第13規則の要件に従う。
 The following marine diesel engines installed on this ship are in accordance with the requirements of regulation 13, as indicated:

	原動機 #1 Engine #1	原動機 #2 Engine #2	原動機 #3 Engine #3	原動機 #4 Engine #4	原動機 #5 Engine #5	原動機 #6 Engine #6
1	適用される条約附属書VI規則 (NTC=窒素酸化物技術規則2008) (AM=基準適合改造) Applicable regulation of MARPOL Annex VI (NTC=NOx Technical Code 2008) (AM=Approved Method)					
2	原動機製作者等及び原動機の型式 Manufacturer and model					
3	製造番号 Serial number					
4	使用形態(適用可能なサイクル - NTC 3.2) Use (applicable application cycle(s) - NTC 3.2)					
5	定格出力 (kW) (NTC1.3.11) Rated power (kW) (NTC1.3.11)					
6	定格回転速度 (rpm) (NTC1.3.12) Rated speed (rpm) (NTC1.3.12)					
7	第13規則1.1.2に基づく適用除外 (2000年1月1日以降の同一型式原動機導入) Identical engine installed >= 1/1/2000 exempted by 13.1.1.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第十二号の四様式 (第二十六条関係)

(略)

国際大気汚染防止証書の追補

Supplement to International Air Pollution Prevention Certificate

(IAPP証書)

(IAPP Certificate)

(略)

2.2.1 船舶に設置された次の原動機は、2008年に改正された窒素酸化物技術規則に従い、第13規則の排出基準に適合する。

The following marine diesel engines installed on this ship comply with the applicable emission limit of regulation 13 in accordance with the revised NOx Technical Code 2008:

	原動機 #1 Engine #1	原動機 #2 Engine #2	原動機 #3 Engine #3	原動機 #4 Engine #4	原動機 #5 Engine #5	原動機 #6 Engine #6
原動機製作者等及び原動機の型式 Manufacturer and model						
製造番号 Serial number						
使用形態 Use						
出力 (kW) Power output (kW)						
定格回転速度 (rpm) Rated speed (rpm)						
設置年月日 Date of installation						

	13.5.2 (Exemptions)								
10f	第13規則7.1.2 13.7.1.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11a	三次規制 (窒素酸 化物排出 規制海域 に限 る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11b	第13規則5.1.1 13.5.1.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11c	Tier III (ECA-NOx only)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11d	第13規則2.3.2 13.2.3.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	第13規則7.1.2 13.7.1.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	導入 Installed 商業的に存在し ない not commercial ly available at this survey 適用不可能 not applicable	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	基準適合 改造 AM*	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*基準適合改造プロセスに係る2014年のガイドライン (決議MEPC.243(66)) 参照
Refer to the 2014 Guidelines on the approved method process (resolution MEPC.243(66)).

(略)

2.5 船上焼却炉 (第16規則)
Shipboard incineration (regulation 16)

船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備
The ship has an incinerator:

.1 2000年1月1日以後に設置され、次の基準に適合している。
installed on or after 1 January 2000 that complies with:

.1 改正された決議MEPC.76(40)
resolution MEPC.76(40), as amended*

.2 決議MEPC.244(66)
resolution MEPC.244(66)

.2 2000年1月1日前に設置され、次の基準に適合している。
installed before 1 January 2000 that complies with:

(新設)

(略)

2.5 船上焼却炉 (第16規則)
Shipboard incineration (regulation 16)

船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備
The ship has an incinerator:

.1 2000年1月1日以後に設置され、改正された海洋環境保護委員会決議76(40)に適合している。
installed on or after 1 January 2000 that complies with resolution MEPC.76(40) as amended

(新設)

(新設)

.2 2000年1月1日前に設置され、次の基準に適合している。
installed before 1 January 2000 that complies with:

- 1 改正された決議MEPC. 59 (33)
resolution MEPC. 59 (33), as amended**
- 2 改正された決議MEPC. 76 (40)
resolution MEPC. 76 (40), as amended*

* 決議MEPC. 93 (45)により改正
As amended by resolution MEPC. 93 (45).
** 決議MEPC. 92 (45)により改正
As amended by resolution MEPC. 92 (45).

(略)

- 2.1 決議MEPC. 59 (33)
resolution MEPC. 59 (33)
- 2.2 決議MEPC. 76 (40)
resolution MEPC. 76 (40)

(新設)

(新設)

(略)

○船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別記様式 1 (附則第 7 条関係)</p> <p>番号 第 号</p> <p>Certificate No.</p> <p>液化ガスばら積船適合証書</p> <p>CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK</p> <p>(略)</p> <p>4. 本船は、規約の全ての関連作業要件が遵守されることを条件として、下記貨物のばら積み輸送に適するものである。 That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code are observed:</p> <p>(略)</p> <p>5. (略)</p> <p><u>That in accordance with sections 1.5/2.7* the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner:</u></p> <p>6. <u>この船舶は、次の事項に従って積載しなければならないこと。</u> <u>That the ship must be loaded:</u></p>	<p>別記様式 1 (附則第 7 条関係)</p> <p>番号 第 号</p> <p>Certificate No.</p> <p>液化ガスばら積船適合証書</p> <p>CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK</p> <p>(略)</p> <p>4. 本船は、規約の<u>すべての</u>関連作業要件が遵守されることを条件として、下記貨物のばら積み輸送に適するものである。 That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code are observed:</p> <p>(略)</p> <p>5. (略)</p> <p><u>That in accordance with sections 1.5/2.7* the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner:</u></p> <p>(新設)</p>

1 上記の規約の第2.2.4項に従い承認された復原性計算機を用いて非
損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積
載条件

only in accordance with loading conditions verified complia
nt with intact and damage stability requirements using the
approved stability instrument fitted in accordance with par
agraph 2.2.4 of the Code;

2 上記の規約の第2.2.4項により要求される承認された復原性計算機
の備付けが、同規約第2.2.5項により免除されている船舶は、次の
一又は複数の承認された方法に従って積載しなければならない。
where a waiver permitted by paragraph 2.2.5 of the Code is
granted and the approved stability instrument required by p
aragraph 2.2.4 of the Code is not fitted, loading shall be
made in accordance with one or more of the following approv
ed methods:

(i) 印章が付され、日付 が記入され、かつ、且
本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示
される積載条件、

in accordance with the loading conditions provided in
the approved loading manual, stamped and dated
..... and signed by a responsible officer of the A
dministration, or of an organization recognized by th
e Administration; or

(ii) 承認された手段 によりこの船舶以外の場所
で検証された積載条件、
in accordance with loading conditions verified remote
ly using an approved means; or

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認され
た条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above; or
(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

.3 この証書に添付した書類に示される積載条件
in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations to justify the proposed loading conditions should be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

(略)

(略)

別記様式 2 (附則第 7 条関係)	別記様式 2 (附則第 7 条関係)
番号 第 号 Certificate No.	番号 第 号 Certificate No.
<p style="text-align: center;">液体化学薬品ばら積船適合証書 CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK</p> <p>(略)</p> <p>2 検査の結果、この船舶の構造及び設備が<u>全ての</u>点において満足なものであること並びにこの船舶が同規約の次の規定に適合していること。</p> <p>That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship:</p> <p>(略)</p> <p>3 この船舶が、MARPOL附属書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置が<u>全ての</u>点において満足するものであること。</p> <p>That the ship has been provided with a manual in accordance with Appendix 4 of MARPOL Annex II as called for by regulations 14 of Annex, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.</p>	<p style="text-align: center;">液体化学薬品ばら積船適合証書 CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK</p> <p>(略)</p> <p>2 検査の結果、この船舶の構造及び設備が<u>すべての</u>点において満足なものであること並びにこの船舶が同規約の次の規定に適合していること。</p> <p>That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship:</p> <p>(略)</p> <p>3 この船舶が、MARPOL附属書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置が<u>すべての</u>点において満足するものであること。</p> <p>That the ship has been provided with a manual in accordance with Appendix 4 of MARPOL Annex II as called for by regulations 14 of Annex, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.</p>

(略)

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL附属書IIの全ての関連作業要件が遵守されることを条件として、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。

(略)

6 この船舶は、次の事項に従って積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

1.1 上記の規約の第2.2.1.2項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件

only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.1.2 of the Code;

2 上記の規約の第2.2.1.2項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、第2.2.1.3項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従って積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2.2.1.3 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.1.2 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 印章が付けられ、日付.....が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示

(略)

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL附属書IIのすべての関連作業要件が遵守されることを条件として、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。

(略)

6 この船舶は、次の事項に従って積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

(新設)

(新設)

1 印章が付けられ、日付.....が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条

される積載条件、

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or

(ii) 承認された手段によりこの船舶以外の場所で検証された積載条件、

in accordance with loading conditions verified remotely using an approved means

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above; or

(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

.3 この証書に添付した書類に示される積載条件 in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations t

件

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration.

(新設)

(新設)

(新設)

.2 この証書に添付した書類に示される積載条件 in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations t

o justify the proposed loading conditions shall be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

(略)

o justify the proposed loading conditions should be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

(略)

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）（第十一条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）</p> <p>第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第四十条の次に次の一章を加える。</p> <p>第九章の二 有害水バラスト処理設備</p> <p>（有害水バラスト処理設備）</p> <p>第四十条の二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（相当技術基準）</p> <p>第十八条 （略）</p>	<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）</p> <p>第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第四十条の次に次の一章を加える。</p> <p>第九章の二 有害水バラスト処理設備</p> <p>（有害水バラスト処理設備）</p> <p>第四十条の二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（相当技術基準）</p> <p>第十八条 （略）</p>

2 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

3 (略)

2 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

3 (略)

漁船特殊規程の一部を改正する省令案新旧対照条文

○漁船特殊規程（昭和九年逓信省農林省令）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（船舶消防設備規則の規定の準用） 第五十一条の十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船（同令第四十一条の四の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第一号の船舶にあつては、自ら漁るうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船（同令第四十一条の三の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁るうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。</p> <p>5～8（略）</p>	<p>（船舶消防設備規則の規定の準用） 第五十一条の十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 船舶消防設備規則第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船について準用する。</p> <p>4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船について準用する。</p> <p>5～8（略）</p>

